

戸籍システムに係るサーバ等機器賃貸借
仕様書

堺市 市民人権局 市民生活部 戸籍住民課

【目 次】

[本編]

戸籍システムに係るサーバ等機器賃貸借仕様書.....	1
----------------------------	---

[別冊]

別紙 1_作業対象機器・仕様一覧	1-1
別紙 1-1_作業対象機器・仕様一覧_第 1 部:サーバ編	1-1-1
別紙 1-2_作業対象機器・仕様一覧_第 2 部:ネットワーク機器編	1-2-1
別紙 2_納入場所所在地・機器台数一覧	2-1
別紙 3_機器導入仕様書	3-1
別紙 4_ネットワーク構成図及び機器構成イメージ図	4-1
別紙 5_機器納入業者付帯作業一覧	5-1

戸籍システムに係るサーバ等機器賃貸借仕様書

1. 調達の概要

本仕様書は、富士フイルムシステムサービス株式会社（以下、「システム構築業者」という。）の独自クラウドにて構築される戸籍システム（以下、「本システム」という。）の利用に当たり、堺市（以下、「発注者」という。）で必要となるハードウェア（サーバ、ラック、周辺機器及びその他関連機器を含む。）及びソフトウェア（マニュアルを含む。）の納入、その搬入搬出作業、設定作業、保守作業及び保守期間終了後の機器の廃棄処理に関する内容を定めるものである。

また、本仕様書には、納入するハードウェア及びソフトウェアについて、詳細な仕様と数量、導入場所とスケジュール、設定作業場所又は納入場所における作業（導入手順の概要）と支援の内容及び導入と保守に関する要件を記載している。

主な業務の内容を以下に纏める。

（1）機器賃貸借等

ハードウェアの賃貸借及びソフトウェアの調達。なお、ソフトウェアについては、市を契約者としてライセンス契約を行い、メディアを1枚以上調達すること。

（2）OS、ソフトウェアのインストール等

本システムの利用に当たり必要となるハードウェア及びソフトウェアの構築においては、システム構築業者が設計を行っている関係から、以下の業務を実施すること。

ア 発注者が提示する設計書を基に設定書を作成すること。なお、設定書は発注者の承認を得ること。

イ アの設定書に基づき、OS 及びソフトウェアのインストール、設定及び動作確認を実施すること。

ウ イの業務完了後にシステム構築業者が実施する各種作業において障害が発生し、その原因が機器、OS 又はソフトウェアである場合、当該障害の対応を実施すること。なお、障害の原因が不明な場合は、障害原因の調査等も本業務に含まれる。

（3）ハードウェアの設置

ハードウェアの設置及び既設の住民情報系ネットワークとの接続。なお、ケーブルの敷設等の環境整備が必要な場合は、その作業も含まれる。

（4）納品及び引継ぎ

本仕様書に示す設定書及びマニュアル等を作成し、納品すること。また、OS 及びソフトウェアの設定及びバックアップ方法等について、発注者等へ引継ぎを実施すること。

（5）保守

ハードウェア、OS 及びソフトウェアの保守を実施すること。

OS 及びソフトウェアの脆弱性、バージョンアップに関する情報等を発注者に提供すること。また、ハードウェア、OS 及びソフトウェアの設定及び機能等に関して、調査及び技術支援を実施すること。

（6）機器撤去

保守期間満了後の機器撤去及びデータ消去等を実施すること。ただし、賃貸借期間の延長を実施する場合は、発注者と協議し決定すること。

（7）留意事項

納入機器の設置に伴って必然的に必要となる物品（接続部品等を含む。）については、本仕様書の有無にかかわらず提供すること。

詳細の仕様は、以降に記載する。

2. 納入機器（ハードウェア及びソフトウェア）

2. 1. 納入機器（ハードウェア及びソフトウェア）の仕様

本契約で調達する機器の仕様の詳細は、「別紙 1_作業対象機器・仕様一覧」を参照すること。

2. 2. 戸籍事務内連携サーバ等機器の設置要件

本契約で調達する機器は、既設のラック内に設置するため、下記のラック及びサーバコンソール切替器に設置・接続できる機器（接続用ケーブルを含む）を調達すること。

表 1 ラック等機器の詳細

項番	機器	型番	品名	備考
1	サーバラック	N8140-503	42U ラック(ブラック)	空きユニット数：5 程度
2	サーバコンソール	N8143-142	18.5 型 LCD コンソールユニット (1Server)	-
3	サーバコンソール切替器	N8191-17	サーバスイッチユニット(4Server)	空きポート数：1

3. 導入スケジュール

3. 1. 導入スケジュール（概要）

導入は以下の導入スケジュール表のとおり実施するものとする。なお、納入する機器の内訳については、「別紙 2_納入場所所在地・機器台数一覧」を参照すること。

表 2 導入スケジュール表

納入場所	令和 7 年							令和 8 年
	8 月上旬	8 月中旬	8 月下旬	9	10	11	12	1
マイルストーン	契約締結	←機器搬入→	稼働	戸籍クラウド検証等期間			クラウド移行	
情報システム室 ※1		←→						
全体工程 ※2		←→					→	

【注釈】

※1：据付調整及びサーバラック内への設置等を実施する。

OS 等の設定、動作確認及びシステム構築業者への受け渡しを実施する。

※2：発注者及びシステム構築業者からの問合せについて、対応を実施する。ただし、本調達を実施する業者（以下、「機器納入業者」という。）のセットアップに起因する問題が発生した場合は、納入場所に赴いての対応も必要となる。なお、この期間中は、発注者及びシステム構築業者が以下の作業を実施する。

- ・システム構築業者による設計、セットアップ、実機確認、戸籍クラウド接続作業及び戸籍クラウド検証作業
- ・発注者及びシステム構築業者による本システムの運用テスト（高負荷テスト含む。）、システムフルバックアップの取得及びシステム稼働

なお、作業の詳細については、「別紙 3_機器導入仕様書」を参照すること。

3. 2. 作業期間、設置期間及び賃貸借期間等

作業期間及び設置期間を以下のとおり設定する。なお、賃貸借料は賃貸借期間の開始から支払う。

表 3 作業期間、設置期間及び賃貸借期間

導入区分	設置/据付調整期間	初期設定及び動作確認期間	賃貸借期間
サーバ等機器	令和 7 年 8 月上旬 ～ 令和 7 年 8 月中旬	令和 7 年 8 月上旬 ～ 令和 7 年 8 月下旬	令和 7 年 9 月 1 日 ～ 令和 12 年 8 月 31 日

4. 機器の導入方法

発注者の指示に基づき、以下の内容を実施すること。

4. 1. 導入方法

- ① 納入機器の詳細仕様、設置平面図、立面図、電源容量、発熱量、重量及び搬入計画等の資料を、落札後速やかに提示し、発注者の承認を得ること。また、変更があった場合は、速やかに修正し再提出すること。
- ② 落札後に提出された納入機器の詳細仕様が、「別紙 1_作業対象機器・仕様一覧」に記載の内容を満たしていないと発注者が判断した場合は、速やかに指摘部分の納入機器を変更し、再提出すること。
- ③ 各ソフトウェアのライセンスについては以下の通りとする。
 - ・ソフトウェアは「堺市」に使用権があり、契約期間中適切に使用可能であること。
 - ・ライセンス契約及びそのユーザー登録は、「堺市」をユーザーとして登録すること。
 - ・ソフトウェアのメディアは、必ず一枚以上納入すること。
- ④ 機器の納入場所及び内訳の詳細は、「別紙 2_納入場所所在地・機器台数一覧」を参照すること。
- ⑤ 納入場所への搬入、設置及び各装置の接続作業は、平日の夜間（深夜）もしくは休日に機器納入業者が実施すること。また、作業の計画及び実施に当たっては、既存業務システムの運用に支障が無いよう、安全確保について十分留意すること。なお、分電盤以降（ブレーカーから各サーバ機器用コンセントまで）の電源ケーブルの敷設が必要となる場合は、敷設経路やケーブル長に留意して実施すること。
- ⑥ 納入機器の搬入時は、発注者が別途指示する搬入口及びエレベータを使用し、器物破損防止のために養生すること。
- ⑦ 通信線に関しては、「4. 2. ネットワーク接続方法」に基づき作業を実施すること。
- ⑧ OS 及びソフトウェアに関する設定内容は、発注者へ事前に提示し、協議すること。機器納入業者は協議の結果を設定書等にまとめ、それに基づきインストール、設定作業及び動作確認を実施すること。なお、機器障害時の回復のために、セットアップ完了後のバックアップデータ及びバックアップ手順書は必ず作成し、利用できる状態にすること。
- ⑨ 機器のセットアップに係る作業は、休日を含め、機器の設置後 14 日程度で完了すること。スケジュールについては変更もあり得るため、その際は発注者の指示に従うこと。
- ⑩ 機器のセットアップに係る作業後は、システム構築業者が各種作業を実施するため、各機器をシステム構築業者へ受け渡すこと。なお、システム構築業者への機器の受け渡し前に、納入機器を使用して初期不良検出確認を実施すること。初期不良については、最低一年間

は無償保証とすることとし、その際に発生する部品代、交通費及び送料等に係る費用は発注者では負担しない。

- ⑪ システム構築業者が実施する各種作業において、納入機器のソフトウェア等の動作に問題がある場合は、発注者及びシステム構築業者との協議に誠実に対応すること。なお、動作確認作業中にソフトウェアのセットアップに変更が生じた場合は、サーバの再セットアップ等を実施すること。
- ⑫ システム構築業者の作業完了後、稼働後の機器障害（ディスク装置等を含む。）に対するシステム回復を目的に、システム構築業者がシステムフルバックアップの取得を実施するため、必ず立ち会うこと。なお、バックアップ取得のために必要となるシステム構築業者からの問合せに誠実に対応すること。
- ⑬ 作業全般を通して、事前に発注者と調整の上、現地調査を実施すること。また、最終的に設置した機器が分かるように、必ず、機器配置図を提出すること。

4. 2. ネットワーク接続方法

- ① 本システムは、「別紙 4_ネットワーク構成図及び機器構成イメージ図」のとおり、既存住民窓口業務を稼働させているネットワークに接続する構成を想定している。機器の接続に当たっては、これに基づいた接続、セキュリティ設計及びネットワーク監視設計を検討し、発注者及びネットワーク業者と十分に協議及び調整の上、作業に当たること。
- ② 前述のネットワークとの接続に関しては、税・保険システム等が稼働する重要な基幹ネットワーク（以下、「既設ネットワーク」という。）機器の設定変更を既設ネットワーク業者が実施する場合がある。その際は、その接続方法及びセキュリティ設計に関し、既設ネットワーク業者と十分に協議及び調整の上、納入する機器の設定を実施すること。また、この際に発生する諸費用は機器納入業者の負担とする。
 なお、既設ネットワーク及び他業務システムが確実に動作するはずであったにも関わらず、納入機器に起因したことにより動作に支障が発生した場合には、発注者及び既設ネットワーク業者と共に、動作確保のために誠意をもって対処すること。これに要する諸費用は機器納入業者の負担とする。
- ③ 接続テストに当たっては、既設ネットワーク業者との調整を主体的に実施すること。なお、ICT イノベーション推進室（情報システム室の管理者）が指定する基幹通信機器からサーバ集約スイッチまでのケーブルの敷設が必要な場合は、機器納入業者が実施すること。接続テストの実施日程は、発注者と調整の上、決定するものとする。
- ④ 作業全般を通して、事前に発注者と調整の上、現地調査を実施すること。また、最終的にケーブルの敷設状況及び接続先が分かるように、必ず、配線図及び機器接続図を提出すること。

5. 導入支援

5. 1. 導入支援内容

各機器の導入に伴い、以下の内容を実施すること。

また、発注者及びシステム構築業者等との窓口となる専任体制を設置すること。要員については、納入機器（ハードウェア、ソフトウェア）の仕様を熟知し、発注者及びシステム構築業者等へ適切なコンサルテーションが可能な要員を選任すること。詳細は「別紙 5_機器納入業者付帯作業一覧」に示す。

5. 1. 1. 設置前の調整及び支援内容

- ① 納入機器に対する説明を落札後速やかに、文書をもって実施すること。なお、その際、発注者の疑義に対して速やかに対応すること。
- ② 納入機器について、発注者が必要と判断した場合は、システム構築業者による機能検証を実施する場合がある。なお、機能検証の場所及び方法については、発注者と協議のうえ決定することとし、日程については別途発注者より提示する。
- ③ 納入機器について、仕様書に定めた条件を満たすことの証明書を提出すること。
- ④ 必要に応じて事前に納入場所の下見を行い、機器の設置場所及び既設機器の接続状況を確認すること。併せて、機器配置図、配線図及び機器接続図を作成し、発注者に提出すること。

5. 1. 2. 設置時の支援内容

- ① 機器設置の日程については、別途発注者より提示する。なお、設置時期の変更が発生する可能性があるため、発注者の指示があるまで、機器を保管すること。
- ② 設置状況を随時報告し、問題がある場合は改善策を速やかに提示すること。また、必要に応じて機器配置図、配線図及び機器接続図の修正を実施すること。

5. 1. 3. 設置後の支援内容

- ① 設定仕様及び手順書を作成すること。また、必要に応じて設定手順書の修正を実施すること。
- ② セットアップ及び動作確認の状況を随時報告し、問題がある場合は、改善策を速やかに提示すること。
- ③ システム構築業者が各種作業を実施するために、各機器をシステム構築業者へ受け渡すまでに、発注者及びシステム構築業者に納入機器に関する仕様説明会を実施すること。なお、日程は別途提示する。
- ④ システム構築業者が実施する各種作業にて発生した質疑及び障害に対し、問合せ対応を随時実施すること。また、問題及び障害に対しては、現地対応も含め速やかに対応すること。
- ⑤ 各種作業期間中は、システム構築業者等と協力のうえ、納入機器に対するチューニング等の技術サポートを随時実施すること。なお、本件に対する対応窓口を提示すること。
- ⑥ 上記④⑤の対応の範囲としては、本システムの業務要件そのものは対象外とする。ただし、「納入機器によるもの」か「本システムの業務要件によるもの」かの切り分けが困難となる場合は、状況について説明したうえで、発注者の指示に従いシステム構築業者及びネットワーク業者と連携し対応を実施すること。
- ⑦ 納入機器一覧表を提出すること。項目は機器名称、数量、特記事項とし、その他項目については別途提示する。
- ⑧ 今回納入する機器及びソフトウェアに関する運用管理説明会（ハードウェア、OS 及びソフトウェアの操作に関する基本的な事項及びシステム設定、障害発生時の対応に関する事項を想定している。）を、職員数名（システム管理者を想定）に対し、数日程度で速やかに実施すること。なお、日程については別途提示する。
- ⑨ システムの運用に係る一連の作業（起動・停止、バックアップなど）及び障害回復訓練について、機器納入業者が主体となり、発注者及びシステム構築業者と内容を調整の上、実施すること。また、その結果については、作業報告書に纏め発注者に報告し、問題や障害が発生した場合は、速やかに対応すること。なお、日程は別途提示する。

5. 2. 定例会への参加

本システムの構築を円滑に進めるため、クラウド移行が完了する令和8年1月までの間、発注者が開催する定例会に参加すること。また、必要に応じて、インストール手順書のレビュー等を実施すること。

5. 3. その他

すべての作業において、発注者の業務及び業務システム等に影響がある場合は、定例会にて事前に明らかにし、協議のうえ発注者の指示に従い実施すること。また、機器納入業者の範囲における不慮の影響によって支障が生じた場合は、発注者は、過失として機器納入業者に責任を問う。

6. 保守要件

6. 1. 保守概要

システムが常に完全な機能を保つように、対象ハードウェア、ソフトウェア等の保守作業を行うこと。保守作業に当たっては、他のシステム関係業者との円滑な協力体制を実現すること。なお、保守作業に関し、別途費用を請求することは不可能とする。

また、発注者及びシステム保守業者等との窓口となる専任体制を設置すること。人員については、設置機器（ハードウェア及びソフトウェア）の仕様を熟知し、発注者及びシステム保守業者へ適切なコンサルティングができる人員とする。

6. 2. 保守の内容

下記の作業を受注者の責任において確実に実施すること。なお、下記に示す内容は必須条件であり、これら以外の内容においても、発注者の業務に影響を与えないよう、必要に応じて実施すること。

- ① 障害発生時の連絡対応、調査及び原因切り分け作業を実施すること。なお、障害が他のシステム関係業者に起因する場合は、円滑な協力体制に則り、必要に応じて当該業者への連絡を実施すること。特にシステム保守業者と連携し、障害の対応を実施すること。ただし、納入機器に起因して他のシステム（税・保険システム等の業務システム）に影響を与えた場合は、機器納入業者が全責任をもって、その復旧作業を実施すること。
- ② 不良部位の切り分け及び交換を実施するとともに、必要に応じて OS 及びソフトウェア（機器納入業者作業分）の回復、設定及び動作確認を実施すること。
- ③ OS 及びソフトウェア（機器納入業者作業分）のバージョンアップや設定変更が必要となる場合は、発注者、システム保守業者及び機器納入業者の三者間で業務システムへの影響等に関する検討会を開催し、発注者が承認したうえで作業を実施すること。
- ④ 上記③の環境設定の変更を実施する場合は、変更前に必要なデータ（システム全体又は設定内容等）のバックアップを取得すること。また、変更後においても必要なデータ（システム全体又は設定内容等）のバックアップを取得し、必要に応じて手順及びツール等の修正を実施すること。
- ⑤ OS 及びソフトウェアのセキュリティパッチ等が公開された場合は、本契約で調達する機器への適用可否が判断可能な情報を発注者へ提供すること。提供された情報をもとに、本契約で調達する機器への適用が必要であると発注者が判断した場合は、機器納入業者はセキュリティパッチの適用を実施すること。なお、パッチ適用後に発見された不具合や脆弱性は、機器納入業者が対応することとするが、システム保守業者の対応が必要な場合があるため、シ

システム保守業者からの問合せ等があった場合は、速やかに対応し、問題の解決に協力すること。

- ⑥ ハードウェア及びソフトウェアを問わず、障害時は即時オンサイト対応とすること。なお、作業者の到着までの期間は、発注者に対して、電話等で運用継続に必要なシステム操作を適切に指示すること。また、オンサイトでの保守対応が不可能な部品がある場合は、賃貸借期間中は予備品を保有する等の対策を実施し、迅速な復旧を実現すること。
- ⑦ 保守対応後は、業務処理確認又は本番処理への立会いを実施すること。また、必要に応じて環境変更後のドキュメント整備し、作業実績報告書を速やかに提出すること。なお、作業実績は月次及び年次で文書にまとめ、発注者へ提出すること。
- ⑧ 機器のホスト名及び管理番号並びに保守状況等の管理を行い、保守作業時は管理情報を参照し、適切な対応を実施すること。
- ⑨ OS 及びソフトウェアに対して、下記のサポートを実施すること。
 - ・保守情報及び技術情報等の提供並びにレビュー（発注者が提供情報に対するレビューを実施するため、必要性を判断可能な内容であること。）
 - ・ライセンスに関する管理台帳及びマニュアル改訂版の提供
 - ・ドライバ及びパッチ等の改良版の提供及びバージョンアップの実施
 - ・上記バージョンアップに付随して実施すべき動作確認、翌稼動日起動時の立会い確認及びソフトウェアの回復手順への反映（媒体再作成及び手順修正等）
 - ・問合せ対応等の各種技術支援
- ⑩ ハードディスク交換時は、庁舎内で物理的に破壊し、その証明書等を提出すること。
- ⑪ 障害等が原因で機器の交換又は設定の消失が発生した場合は、直近のバックアップ等を用いてリカバリを実施すること。
- ⑫ 機器のリカバリ後は、システム保守業者が対応するため、システム保守業者からの問合せ等があった場合は、速やかに対応し、問題の解決に協力すること。
- ⑬ 情報システム室内に設置するハードウェアについて、ハードウェア障害の未然防止のために、予防保守（付属消耗品（UPS バッテリー、機器内蔵電池等）の点検、交換及び回線接合部の確認等）及び機器清掃を年 1 回以上実施すること。なお、作業内容等については事前に発注者と協議のうえ承認を得ること。
- ⑭ 本庁舎の計画停電時、システム保守業者が復電作業を実施するが、復電作業に合わせて障害復旧訓練を実施するため、機器納入業者は訓練に協力すること。なお、訓練中に機器納入業者の範囲で問題や障害が発生した場合は、速やかに対応すること。
- ⑮ その他、特に記載のない作業においても、賃貸借機器に障害が発生しないよう、必要に応じて作業を実施すること。

6. 3. 保守部品

保守部品（付属品及び付属消耗品（UPS バッテリー、機器内蔵電池等消耗部品及びソフトウェアを含む。）を常時保有するとともに、賃貸借期間中は保守契約の範囲内で供給が可能なこと。

6. 4. 保守体制

- ① 保守関連窓口を一か所に集約すること。
- ② 保守サービス拠点を本市内に設置し、保守及びその他アフターサービス等について、適切かつ概ね 2 時間以内に対応が可能であること。
- ③ 保守サービス拠点には、常時、保守部品を保有すること。

- ④ 保守サービス時間帯は、平日の 8 時～18 時とする。障害コール後、概ね 2 時間以内に対応が可能であること。なお、保守作業の実施に当たっては、発注者の指示に従うこと。

6. 5. 定例会への参加

システムの円滑な稼働を維持するために、発注者が実施する定例会（月 1 回程度）に参加し、下記の内容を文書で報告すること。なお、発注者が認める場合に限り、文書による報告のみで定例会の代わりとすることを可能とする。

- ① 障害発生件数及び障害内容並びに保守対応状況及び対応内容
- ② 特に重要な障害等は、詳細な原因及び対応内容
- ③ パッチ、ソフトウェアバージョンアップ及びサポート期間等の情報提供

6. 6. 特記事項

- ① 本調達で納入する他社製のハードウェア及びソフトウェアもすべて保守対象とし、一つの窓口で対応すること。なお、本調達で納入する機器は、賃貸借契約期間中、受注者の負担により、動産保険に加入すること。
- ② 本契約で調達する機器の稼働に必要なハードウェア、OS 及びソフトウェアの障害対応等の技術支援を含め、発注者及びシステム保守業者から各種協力依頼があった場合は、本システムの円滑な稼働のために、必要な限り迅速かつ確実に対応すること。
- ③ 保守体制、サポート内容及び方法を文書にまとめ、落札後、速やかに提出すること。
- ④ 動作確認テストの項目は、そのハードウェア、OS 及びソフトウェアの起動確認、終了確認及び正常動作確認をすることを基本とするが、確認テストで実施する具体的な項目は、事前に発注者に対し、レビューを実施すること。
- ⑤ 納入するハードウェア、OS 及びソフトウェアにおいて、発注者が想定している機能が、納入時の構成では実現不可能といった事象が発生する場合は、発注者の求める仕様を満たすハードウェア、OS 及びソフトウェア構成に変更し、納入すること。
- ⑥ ハードディスク等に障害が発生し、交換が必要となった場合は、データ復元が不可能となるよう、庁舎内でハードディスク等を物理的に破壊し、データを完全消去すること。また、物理的に破壊したことを証明する文書及び証明写真を提出すること。
- ⑦ 次期機器更改期間を考慮し、保守を含めた納入機器の賃貸借期間は、最大 1 年の延長が可能であること。なお、延長に伴う追加費用及び契約の変更については、別途協議する。

7. 機器等の撤去及び廃棄要件

発注者の指示に従い、下記の内容を実施すること。ただし、賃貸借期間を延長する場合は、発注者と協議し、改めて決定することとする。

- ① 撤去機器等の対象物品、撤去時の作業内容（電源工事等を含む。）及び搬出計画等の資料を、賃貸借期間満了の 6 か月前に発注者と協議のうえ提出すること。
- ② 撤去機器等の対象には、機器に添付される紙のマニュアル、媒体、保守備品及び保守媒体を含むこと。なお、これらの廃棄処理を行うに当たっては、廃棄物処理法を遵守すること。
- ③ 機器の解体、電源やネットワークの取り外し及び設置場所からの搬出は、発注者と調整し、それぞれの設置場所の通常業務に支障をきたさない日程で実施すること。
- ④ 撤去機器に搭載しているハードディスク等は、データ復元が不可能となるよう、撤去前に庁舎内で物理的に破壊し、データを完全消去すること。また、庁舎内から機器を搬出するまでに、物理的に破壊したことを証明する文書及び証明写真を提出すること。なお、機器の撤去

や物理破壊等の一切の経費は、本調達に含むこととし、ライセンス提供されたものは、発注者に帰属することとする。

- ⑤ 市役所本庁及び各区役所からの搬出時は、発注者が別途指示する搬入口及びエレベータを使用し、必要に応じて、器物破損防止のために養生すること。

8. 納入要件

以下の要件で各種作業を行い、納入すること。

(1) 連絡体制

導入に対する作業体制を明確にし、導入期間中の問合せ及び立会い対応等を実施すること。

(2) 納入場所

詳細については、「別紙 2_納入場所所在地・機器台数一覧」を参照すること。

(3) ドキュメント

以下に示すドキュメントをデータ形式（ファイル拡張子：.docx .xlsx .txt .pdf、等の発注者側で確認ができるもの）で電子媒体（DVD-R、等）に格納し、納品すること。
なお、発注者が様式を指定した場合は、当該様式で提出することとし、容量の都合により電子媒体に格納できない場合は、発注者との協議とする。

- ・展開計画書、手順書及びスケジュール
- ・機器配置図、配線図及び機器接続図
- ・機器構成図
- ・ネットワーク図
- ・サーバ障害時復旧用マスタデータ
- ・設定書（ハードウェア、OS 及びソフトウェアの設定内容）
- ・機器の管理番号、IP アドレス及びコンピュータ名等、運用に必要な内容
- ・テスト計画書およびテスト結果報告書
- ・ライセンス登録したソフトウェアのシリアルナンバー等の一覧表
- ・各種機器及びソフトウェアの運用マニュアル
- ・保守計画書
- ・作業完了報告書
- ・その他、発注者が必要と判断したドキュメント

(4) 媒体

OS 及びソフトウェアは、ソフトウェアごとに 1 セット納品すること。

(5) 発注者による検収

設置作業完了後、発注者が設置状況検収を実施する。

9. 賃借料の支払い及び賃借料以外の費用負担

本業務に係る落札者に対し、令和 7 年 9 月 1 日～令和 12 年 8 月 31 日の賃貸借期間における賃借料について、契約書に基づき支払う。

なお、発注者は、契約書に定める以外の費用は負担しない。

10. 機密保護

- ① 本業務内で得た情報は、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用及び開示してはならない。

- ② 業務の履行に当たっては、個人情報の保護に関する法律、堺市情報セキュリティポリシー及び関係法令等を遵守し、個人情報の保護と情報セキュリティの確保に努めること。
- ③ 「個人情報等の保護に係る誓約書」等の発注者が定める書類を提出するとともに、磁気媒体等に記録された情報を含めた情報漏洩を防ぐ対策を講じること。
- ④ 賃貸借期間満了後、発注者より提供していた資料等は、すべてを廃棄又は消去し、廃棄又は消去を実施した旨を示す証明書を提出すること。

1 1. 適合規格要件

- ① 発注者は、平成 13 年 4 月施行の「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「グリーン購入法」という。）」の第 10 条の規定に基づき、環境物品及び認定リサイクル製品その他の再生品等の調達の推進を図るための指針として、毎年度に「堺市グリーン調達方針」を定めて、庁内におけるグリーン調達やリサイクル製品の調達の一層の推進を図っている。よって、本調達についても、今回の見積の前提とする要件を満たし、かつ「堺市グリーン調達方針」に沿った機器を選定すること。なお、「堺市グリーン調達方針」については、発注者ホームページを参照すること。
- ② 一般財団法人 VCCI 協会で制定された VCCI CLASS A（非住宅の情報処理装置に適用されるレベル）を取得している機器を、可能な限り選定することが望ましい。

1 2. その他付帯事項

本調達に係る業務の一部を、第三者に委任又は請負わせること（以下、「再請負」という。）で業務を履行しようとする場合は、再請負先（複数可能）、再請負の内容及び発注者が必要と認める事項を所定の書式で届け出て、あらかじめ承諾を得なければならない。なお、再請負先がさらに再々請負を実施することは認めない。

本業務に携わる者は、あらかじめ発注者に届出し、承諾を得ること。なお、契約締結後は、発注者が指定する様式で速やかに届出すること。

1 3. その他

- ① 本仕様書に疑義がある場合は、発注者に質問し、その指示を受けること。なお、契約後の本仕様書の解釈は、発注者によるものとする。
- ② 本調達に係る入札に当たっては質問期間を設けているため、入札に応じた者は、調達仕様書等の内容について、入札後に不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることは認められない。
- ③ 発注者の要求に応じて作成する資料は、すべて、文書又は発注者の指定する磁気媒体（編集可能な形式の Microsoft Word 又は Excel 等）で提出し、説明すること。
- ④ 契約が継続されなかった場合は、設置された機器を撤去するとともに、原状回復を実施すること。
- ⑤ 受注者は、発注者からの契約履行状況に関する調査に対し、常時、対応可能な体制を整えること。
- ⑥ 受注者は、「別添_暴力団等の排除について」に記載された事項を遵守しなければならない。

別紙_暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再請負先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再請負先並びに受注者及び再請負先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再請負先等」という。）としてはない。
- (2) これらの事実が確認された場合、発注者は受注者に対し、当該再請負先等との再請負契約等の解除を求めることができる。

2. 再請負契約等の締結について

受注者は、再請負先等との再請負契約等の締結にあたっては、契約締結時には発注者の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は発注者の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再請負先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、発注者へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再請負先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再請負先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告し、当該再請負先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が発注者に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 発注者は、受注者又は再請負先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

別紙 1_作業対象機器・仕様一覧

第 1 部：サーバ編

1. エッジサーバ (1 台)

① ハードウェア仕様

用途		ホストサーバ
本体	形状	ラックマウント
	CPU	インテル Xeon プロセッサ Silver 4410T (10C/2.70GHz/26.25M) 相当以上
	メモリ	64GB 以上
	ハードディスク	1.2TB 以上の容量を持つものを 4 つ以上使用した RAID 構成とすること
	ネットワーク	100BASE-TX /1000BASE-T 対応インタフェース を有すること ※複数のインタフェースボードで、主系副系を構成し二重化構成を取ること
	外部接続 インタフェース	外部機器との接続を行う場合は、必要となる接続機器は調達機器に含めること
	外部記憶装置	CD/DVD-ROM ドライブをシステム装置に内蔵すること
	その他	・「④ (参考_既設) サーバラック」に搭載が可能であること ・「⑤ (参考_既設) サーバコンソール」及び「⑥ (参考_既設) サーバコンソール切替器」と接続し、ディスプレイ、キーボード及びマウスが共有可能であること
無停電電源装置	UPS 本体	下記機能を有すること ・安定的に電源供給ができること ・フル充電時、15 分以上の電源供給が可能なこと (シャットダウン処理開始まで 5 分、シャットダウン処理 10 分) ・サーバ本体が稼動可能な電源を供給できること ・UPS 管理ソフトウェアと連携し、サーバ本体の電源制御が可能であること

② ソフトウェア仕様

項番	ソフトウェア	バージョン	調達区分	備考
1	Windows Server	Windows Server 2025 Standard	○	OS (64bit 版)
2	Windows Server 2025 Device CAL	OS 対応バージョン	○	-
3	ウイルスバスター	Apex One	○	ソフトウェアは本市が用意する。 ライセンスのみ納入業者が調達すること。

(凡例、以下同)

○：機器納入業者が調達するソフトウェア及びマニュアル
※ライセンス調達も含む

③ 補足事項

項番	補足事項
1	本体及びその他すべての付属品は、発注者が指定するハードウェア及びソフトウェアの動作を保証すること。
2	本体は、同一製造メーカ、同一機種及び同一品質であること。
3	サーバ本体及びその他すべての付属品は、中古品であってはならない。
4	全ノードメモリ容量、CPU 数及び I/O スロット数は同数であること。
5	サーバ本体及びその他すべての付属品は、発注者が指定する場所に設置すること。また、設置後すべての機器に対して動作確認を行うこと。
6	サーバ本体及びその他すべての付属品の設置に伴って必然的に必要となる物品（接続部品など）については本仕様書の記載の有無に関わらず、すべて提供すること。
7	調達物品等に伴う（同梱されていない）マニュアル及び技術資料等は、必要部数を提供すること。
8	導入に際して、梱包材、並びに本市が不要と判断する付属品及びマニュアル等は撤去すること。
9	インストールするソフトウェアは、その必要性を発注者に相談し、その了解を得ること。
10	前述の機器納入業者調達製品（OS 及びソフトウェアを含む）が稼動すること。
11	前述の機器納入業者調達製品（OS 及びソフトウェアを含む）には、パッチファイルのインストールも含まれる。なお、本項目の詳細については発注者が指定する。
12	OS は日本語（シフト JIS コード）対応とする。
13	機器納入業者調達製品（OS 及びソフトウェアを含む）について、保守専用窓口を設け対応すること。なお、サポート期間は、本設置から賃貸借期間満了までとする。また、賃貸借期間については、最大 1 年程度の延長が可能であること。
14	本体に対して、発注者が指定する管理番号を識別するためのシールを貼ること。
15	DVD-ROM ドライブは CD-ROM メディアの読み取りも可能であること。
16	ディスク容量は 1K=1024byte として算出すること。
17	「⑦（参考）既設バックアップ装置」によりネットワーク経由でバックアップを取得できること。

④（参考_既設）サーバラック

用途	サーバラック
型番	N8140-503
品名	42U ラック(ブラック)
備考	空きユニット数：5 程度

⑤（参考_既設）サーバコンソール

用途	サーバコンソール
型番	N8143-142
品名	18.5 型 LCD コンソールユニット(1Server)

⑥（参考_既設）サーバコンソール切替器

用途	サーバコンソール切替器
型番	N8191-17
品名	サーバスイッチユニット(4Server)
備考	空きポート数：1

第2部：ネットワーク機器編

1. スイッチングハブ (2台)

① 調達機器（「本体」は下記の機器に限定する）

本体	型番	4659R
	品名	AT-GS970EMX/28
無停電電源装置	要件	下記機能を有すること ・スイッチングハブ 2 台について、安定的に電源供給ができること ・フル充電時、15 分以上の電源供給が可能なこと (シャットダウン処理開始まで 5 分、シャットダウン処理 10 分)

② 補足事項

項番	補足事項
1	本体及びその他すべての付属品は、発注者が指定するハードウェア及びソフトウェアの動作を保証すること。
2	本体は、同一製造メーカ、同一機種及び同一品質であること。
3	本体及びその他すべての付属品は、中古品であってはならない。
4	本体及びその他すべての付属品は、発注者が指定する場所に設置すること。また、設置後、すべての機器に対して動作確認を行うこと。
5	本体及びその他すべての付属品の設置に伴って必要となる物品（接続部品等）については、本仕様書の記載の有無に関わらず、すべて提供すること。
6	調達物品等に伴う（同梱されていない）マニュアル及び技術資料等は、必要部数を提供すること。
7	納入に際して、梱包材並びに発注者が不要と判断する付属品及びマニュアル等は、速やかに撤去すること。
8	本体に対して、発注者が指定する管理番号を識別するためのシールを貼ること。
9	機器納入業者調達製品について、保守専用窓口を設け対応すること。なお、サポート期間は、本設置から賃貸借期間完了までとする。また、賃貸借期間については、1 年程度の延長が可能であること。

2. ファイアウォール (2 台)

① 調達機器 (「本体」は下記の機器に限定する)

本体	型番	FG-100F-BDL-US-G2
	品名	FortiGate-100F
無停電電源装置	要件	下記機能を有すること ・ファイアウォール 2 台について、安定的に電源供給ができること ・フル充電時、15 分以上の電源供給が可能なこと (シャットダウン処理開始まで 5 分、シャットダウン処理 10 分)

② 補足事項

項番	補足事項
1	本体及びその他すべての付属品は、発注者が指定するハードウェア及びソフトウェアの動作を保証すること。
2	本体は、同一製造メーカ、同一機種及び同一品質であること。
3	本体及びその他すべての付属品は、中古品であってはならない。
4	本体及びその他すべての付属品は、発注者が指定する場所に設置すること。また、設置後、すべての機器に対して動作確認を行うこと。
5	本体及びその他すべての付属品の設置に伴って必要となる物品（接続部品等）については、本仕様書の記載の有無に関わらず、すべて提供すること。
6	調達物品等に伴う（同梱されていない）マニュアル及び技術資料等は、必要部数を提供すること。
7	納入に際して、梱包材並びに発注者が不要と判断する付属品及びマニュアル等は、速やかに撤去すること。
8	前述の機器納入業者調達製品（OS 及びソフトウェアを含む）が稼動すること。
9	前述の機器納入業者調達製品（OS 及びソフトウェアを含む）には、パッチファイルのインストールも含まれる。なお、本項目の詳細については発注者が指定する。
10	OS、は日本語（シフト JIS コード）対応とする。
11	機器納入業者調達製品（OS 及びソフトウェアを含む）について、保守専用窓口を設け対応すること。なお、サポート期間は、本設置から賃貸借期間完了までとする。また、賃貸借期間については、最大 1 年程度の延長が可能であること。
12	本体に対して、発注者が指定する管理番号を識別するためのシールを貼ること。
13	ディスク容量は 1K=1024byte として算出すること。

別紙 2_納入場所所在地・機器台数一覧

記載の納入場所は令和 7 年 6 月時点のものであり、住所を変更する場合がある。住所が変更となった場合は、別途、発注者から連絡する。

1. サーバ機器等

【 納入場所及び機器一覧 】 (※)

項番	納入場所	機器名	台数	住所
1	情報システム室	エッジサーバ	1 台	大阪府堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

※ すべてサーバラックに搭載

2. ネットワーク機器等

【 納入場所及び機器一覧 】 (※)

項番	納入場所	機器名	台数	住所
1	情報システム室	スイッチングハブ	2 台	大阪府堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
		ファイアウォール	2 台	

※ すべてサーバラックに搭載

機器導入仕様書

第 1 部 サーバ編

1. はじめに

1. 1. 目的

第 1 部 サーバ編は、本契約で調達する機器の内、サーバ機器等の導入における以下の作業を、機器納入業者が円滑に実施するためのものである。

- ① 打ち合わせ及びドキュメント作成
- ② 納入場所への搬入及び設置
- ③ OS の設定
- ④ ソフトウェアの設定
- ⑤ ネットワークへの接続
- ⑥ 機器の受け渡し
- ⑦ システム構築業者の設定作業
- ⑧ クラウド移行

1. 2. 対象範囲

(1) 対象ハードウェア

本手順書の対象範囲となる機器名称及び導入時期は、「別紙 1_作業対象機器・仕様一覧」及び「別紙 2_納入場所所在地・機器台数一覧」を参照。

(2) 対象ソフトウェア

サーバ編の対象範囲機器に組み込むソフトウェアの一覧は、「別紙 1_作業対象機器・仕様一覧」を参照。

2. 導入作業

2. 1. 作業内容

サーバ機器等の導入に係る作業内容を、表 1 に示す。

表 1 作業内容一覧（サーバ機器等）

項番	作業内容	作業範囲	備考
契約後の作業			
1	＜打ち合わせ及びドキュメント作成＞ ・キックオフ及び各種資料提出 ・各種作業のスケジュール、手順及び設定内容等の打ち合わせ、並びにドキュメント作成	○	
納入場所での作業			
2	＜納入場所への搬入及び設置＞ ・納入場所への搬入及び設置 ・各種ケーブルの敷設	○	
3	＜OS の設定＞ ・OS のインストール、設定及び動作確認 ・納入したハードウェアの動作確認	○	業務要件に伴う設定内容は協議した結果を反映する。
4	＜ソフトウェアの設定＞ ・ソフトウェアのインストール、設定及び動作確認 ・セットアップの複製データ及び手順書の作成	○	業務要件に伴う設定内容は協議した結果を反映する。
5	＜ネットワークへの接続＞ ・ネットワークへの接続及び動作確認	○	
6	＜機器の受け渡し＞ ・納入機器の初期不良検出確認 ・システム構築業者への機器の受け渡し	○	全ハードウェア機器及びソフトウェアの動作に支障がないことが前提。
7	＜システム構築業者の設定作業＞ ・ソフトウェア等のインストール、設定及び動作確認	●	
8	＜クラウド移行＞ ・システムフルバックアップの取得 ・環境活性化	●	

○：本仕様書の作業対象範囲、●：本仕様書の作業対象範囲外(システム構築業者作業)

2. 2. 補足事項

「初期不良検出確認」ですべての機器に問題がなければ、下記作業を実施すること。

- ① サーバ本体に、発注者が別途提示する機器識別シールを貼ること。
- ② 接続されているネットワークケーブルに、接続先を識別するタグをつけること。
- ③ 市が不要と判断する付属品、マニュアル及び梱包材等を速やかに撤去すること。

3. 作業内容

3. 1. 打ち合わせ及びドキュメント作成

契約後、納入機器の詳細仕様、設置平面図、立面図、電源容量、発熱量、重量及び搬入計画等の資料を速やかに提出すること。

OS 及びソフトウェアに関する設定内容については、発注者へ事前に提示し、詳細を協議すること。機器納入業者は協議の結果を踏まえ、設定書及び手順書としてドキュメントを作成すること。

3. 2. 納入場所への搬入及び設置

事前協議により作成した機器配置図、配線図及び機器接続図に従い、本市納入場所への搬入、設置、及び各種ケーブルの敷設を実施すること。

3. 3. OS の設定

事前協議により作成した設定書及び手順書に基づき、OS のインストール、設定及び動作確認、並びに納入したハードウェアの動作確認を実施すること。

3. 4. ソフトウェアの設定

事前協議により作成した設定書及び手順書に基づき、ソフトウェアのインストール、設定及び動作確認を実施すること。

また、機器障害時の回復等のために、セットアップ後のバックアップデータ及びバックアップ手順書、並びに発注者（システム管理者を想定）向けに運用マニュアル（通常時、障害発生時）を作成し、納入すること。

3. 5. ネットワークへの接続

事前協議により作成した配線図及び機器接続図に従い、ICT イノベーション推進室（情報システム室の管理者）が指定する基幹スイッチと接続すること。

機器のネットワーク接続完了後は、動作確認を実施すること。

3. 6. 機器の受け渡し

ネットワークへの接続に係る動作確認作業後は、納入機器を使用し、初期不良の検出及び確認を実施すること。なお、初期不良については、最低一年間は無償保証とすることとし、その際に発生する部品代、交通費及び送料等に係る費用は、発注者は負担しない。

機器納入業者の作業後は、システム構築業者が作業を実施するため、各機器をシステム構築業者へ受け渡すこと。

3. 8. 業務システムソフトウェア等の設定

システム構築業者へ受け渡し後、各種業務システムに必要なソフトウェアのインストール及び動作確認をシステム構築業者が実施するため、納入機器について、システム構築業者からの問合せに対応すること。また、必要に応じて、立会いを実施すること。

3. 9. 本番稼働

システム構築業者の作業完了後は、全セットアップ完了後状態のシステムフルバックアップの取得及び環境活性化をシステム構築業者が実施するため、必ず立会い、納入機器について、システム構築業者からの問合せに対応すること。

第2部 ネットワーク機器編

1. はじめに

1. 1. 目的

第2部 ネットワーク機器編は、本契約で調達する機器の内、ネットワーク機器等の導入における以下の作業を、機器納入業者が円滑に実施するためのものである。

- ① 打ち合わせ及びドキュメント作成
- ② 納入場所への搬入及び設置
- ③ 機器の初期設定
- ④ ネットワークへの接続
- ⑤ 機器の受け渡し
- ⑥ ファイアウォール等の設定
- ⑦ クラウド移行

1. 2. 対象範囲

(1) 対象ハードウェア

本手順書の対象範囲となる機器名称及び導入時期は、「別紙 1_作業対象機器・仕様一覧」及び「別紙 2_納入場所所在地・機器台数一覧」を参照。

2. 導入作業

2. 1. 作業内容

ネットワーク機器の導入に係る作業内容を、表2に示す。

表2 作業内容一覧（ネットワーク機器）

項番	作業内容	作業範囲	備考
契約後の作業			
1	＜打ち合わせ及びドキュメント作成＞ ・キックオフ及び各種資料提出 ・各種作業のスケジュール、手順及び設定内容等の打ち合わせ、並びにドキュメント作成	○	
納入場所での作業			
2	＜納入場所への搬入及び設置＞ ・納入場所への搬入及び設置 ・各種ケーブルの敷設	○	
3	＜機器の設定＞ ・機器の初期設定及び動作確認 ・納入したハードウェアの動作確認	○	業務要件に伴う設定内容は協議した結果を反映する。
4	＜ネットワークへの接続＞ ・ネットワークへの接続及び動作確認	○	
5	＜機器の受け渡し＞ ・納入機器の初期不良検出確認 ・システム構築業者への機器の受け渡し	○	全ハードウェア機器及びソフトウェアの動作に支障がないことが前提。
6	＜システム構築業者の設定作業＞ ・ファイアウォールの設定及び動作確認	●	
7	＜本番移行＞ ・システムフルバックアップの取得 ・環境活性化	●	

2. 2. 補足事項

「初期不良検出確認」ですべての機器に問題がなければ、下記作業を実施すること。

- ① ネットワーク機器本体に、発注者が別途提示する機器識別シールを貼ること。
- ② 接続されているネットワークケーブルに、接続先を識別するタグをつけること。
- ③ 市が不要と判断する付属品、マニュアル及び梱包材等を速やかに撤去すること。

3. 作業内容

3. 1. 打ち合わせ及びドキュメント作成

契約後、納入機器の詳細仕様、設置平面図、立面図、電源容量、発熱量、重量及び搬入計画等の資料を速やかに提出すること。

機器の設定内容については、発注者へ事前に提示し、詳細を協議すること。機器納入業者は協議の結果を踏まえ、設定書及び手順書としてドキュメントを作成すること。

3. 2. 本市納入場所への搬入及び設置

事前協議により作成した機器配置図、配線図及び機器接続図に従い、納入場所への搬入、設置及び各種ケーブルの敷設を実施すること。

3. 3. 機器の設定

事前協議により作成した設定書及び手順書に基づき、機器の設定及び動作確認、並びに納入したハードウェアの動作確認を実施すること。

3. 4. ネットワークへの接続

事前協議により作成した配線図及び機器接続図に従い、各種機器と接続すること。
機器の接続完了後は、動作確認を実施すること。

3. 5. 機器の受け渡し

ネットワークへの接続及び動作確認作業後は、納入機器を使用し、初期不良の検出及び確認を実施すること。なお、初期不良については、最低一年間は無償保証とすることとし、その際に発生する部品代、交通費及び送料等に係る費用は、発注者は負担しない。

機器納入業者の作業後は、システム構築業者が作業を実施するため、各機器をシステム構築業者へ受け渡すこと。

3. 6. システム構築業者の設定作業

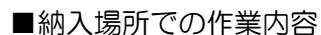
システム構築業者へ受け渡し後、ファイアウォール等の設定及び動作確認をシステム構築業者が実施するため、納入機器について、システム構築業者からの問合せに対応すること。また、必要に応じて、立会いを実施すること。

3. 7. 本番稼働

システム構築業者の作業完了後は、全セットアップ完了後状態のシステムフルバックアップの取得及び環境活性化をシステム構築業者が実施するため、必ず立会い、納入機器について、システム構築業者からの問合せに対応すること。

注釈：CVS（証明書コンビ二交付システム）

本庁（情報システム室）



- ①サーバ等機器の設置、配線及び接続作業
②その他、必要となる作業（Ｌ２スイッチから基幹スイッチまでの必要な配線、等）

●区役所
堺区、中区、東区、西区、南区、北区、美原区

機器納入業者付帯作業一覧

以下に、機器納入業者に必要とされる付帯作業を示す。対象期間、対象回数及び対応人数等はあくまで予定であり、変更があった場合は発注者と協議のうえ対応すること。

付帯作業の実施に当たっては、システム構築業者との円滑な協力体制を実現すること。なお、付帯作業の実施に関し、いかなるケースにおいても発注者、システム構築業者及びシステム保守業者に対して、別途費用を請求することはできない。

表 1. 機器納入業者付帯作業一覧

作業項目	対象期間	日数 (回数)	対応 人数	備考 (必要とするスキル、等)
1. 支援体制の確立	機器納入業者決定後 ～ 令和 8 年 1 月下旬	—	3 名 程度	・発注者及びシステム構築業者等との窓口となる専任体制を設置すること ・納入機器の仕様を熟知し、発注者及びシステム構築業者へ適切なコンサルテーションが可能な要員を選任すること ・必須要員 ハード／ソフト取り纏め : 1 名 ネットワーク取り纏め : 1 名 設置保守作業取り纏め : 1 名 ※ 統括責任者として上記 3 名のうち 1 名を任命すること ・作業項目「2.」以降の作業対応者との兼任を認める
	令和 7 年 9 月 ～ 賃貸借期間終了まで	—	1 名	・発注者及びシステム保守業者等との窓口となる専任体制を設置すること
2. 設置前の打ち合わせ及び調整				
① 納入機器仕様説明会 (発注者及びシステム構築業者)	機器納入業者決定後 1 週間以内	1 日 程度	2 名 以上	・納入機器の仕様を熟知し、発注者へ適切なコンサルテーションが可能な要員を選任すること ・作業内容及び状況説明が可能な要員を選任すること
② 導入作業事前打ち合わせ (発注者及びシステム構築業者)	機器設置完了まで	随時	2 名 以上	
3. 設置作業				
① 納入場所への搬入及び設置 ・機器の設置 ・各種ケーブルの敷設 ・各種機器との接続及び疎通確認	令和 7 年 8 月中旬	1 日 程度	2 名 以上	・納入機器の仕様を熟知し、発注者及びシステム構築業者へ適切なコンサルテーションが可能な要員を選任すること ・ハードウェア設置作業員以外に作業内容及び状況説明が可能な要員を選任すること ・機能検証の内、特に、OS 及びサーバを起動した状態での機能検証は重点的に実施すること
② 納入機器初期設定及び動作確認 ・OS 及びソフトウェアインストール ・設定及び動作確認	システム構築業者 機器受け渡し完了まで	2 週間 程度	2 名 以上	
③ 調達製品初期不良検出確認 ※ 調達製品の機能検証を含む	システム構築業者 機器受け渡し完了まで	2 日 程度	1 名 以上	
④ 業務システム移行業者機器受け渡し	令和 7 年 8 月下旬	1 日 程度	2 名 以上	

作業項目	対象期間	日数 (回数)	対応 人数	備考 (必要とするスキル、等)
4. クラウド移行 ① システム構築業者サポート ・システム構築作業の立会い ■ソフトウェアセットアップ ■動作確認 ・納入機器に関する質疑及び障害対応 ・納入機器に対する技術支援 ■納入機器チューニング ■障害対応テスト	クラウド移行 完了まで	随時	1名 以上	・納入機器の仕様を熟知し、発注者及び、システム構築業者へ適切なコンサルテーションが可能な要員を選任すること ・対応が必要な場合は、速やかに対応すること ・ハードウェア設置作業員以外に作業内容及び状況説明が可能な要員を選任すること ・期間中は、切替手順書のレビューから切替当日の立会いまで対応が可能な専任対応者を選任すること
② クラウド移行の立会い ・バックアップ取得の立会い ・環境活性化の立会い	令和7年12月末 ～ 令和8年1月初旬	各1日 程度	1名 以上	
5. 保守・運用管理 ① 運用管理説明会	令和8年1月上旬	1日 程度	1名 以上	・納入機器の仕様を熟知し、発注者、システム構築業者及びシステム保守業者へ適切なコンサルテーションが可能な要員を選任すること ・定例会への参加は、専任対応者を選任すること ・障害内容に対し、オンサイト対応による作業完結が可能な要員を選任すること ・各種対応については、発注者の運用要件を把握し、作業内容及び状況説明が可能な要員を選任すること
② 定例会への参加	機器納入業者決定後 ～ 賃貸借期間終了まで	月1日 程度	1名 以上	
③ 障害対応	機器設置完了後 ～ 賃貸借期間終了まで	随時	1名 以上	
④ ソフトウェアバージョンアップ及びパッチ適用	機器設置完了後 ～ 賃貸借期間終了まで	随時	1名 以上	
⑤ 予防保守（定期点検）	機器設置完了後 ～ 賃貸借期間終了まで	年1回 程度	1名 以上	
⑥ 定期停電対応（法定停電）	機器設置完了後 ～ 賃貸借期間終了まで	年1回 程度	1名 以上	